

国民年金コーナー

後納制度とは、時効で納めることができなかつた国民年金保険料について、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納めることができる制度です。

後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。詳しい内容は、国民年金保険料専用ダイヤル、または年金事務所までお問い合わせください。

●後納制度をご利用いただける方

①20歳以上60歳未満の方で、5年以内に納め忘れの期間(納付・免除以外)や未加入期間がある方

②60歳以上65歳未満の方で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある方

③65歳以上の方で、老齢年金の受給資格がなく任意加入中の方など

※60歳以上で老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みできません。

※特定期間となっている期間は特例追納をご利用ください。

☎国民年金保険料専用ダイヤル

☎0570-011-050

☎郡山年金事務所 ☎024-932-3434

☎町民生活課 ☎72-6933

農業委員会からのお知らせ

農地法の改正により、平成28年4月から農業委員会総会の開催日が変更になります。これに伴い、毎月月末締めで提出していただいていた許可申請書などの提出期限が、毎月25日に変更となります。

農地を転用する場合には農地法の許可が必要です。許可を受けないで農地転用を行う、いわゆる「無断転用」は農地法違反となり、厳しい罰則がありますのできちんと手続きを行いましょう。

■農地転用とは

農地を住宅などの建物敷地、資材置場、駐車場、山林など、農地以外の用地に転換することです。

なお一時的に資材置場などに利用する場合も転用になります。

■農地転用をするには

農地を転用するには町農業委員会の承認、県知事の許可が必要となります。

農地転用などの各種申請は毎月25日までに提出されたものが、翌月の農業委員会で審議されます。

ただし自己所有農地に2アール未満の農業用施設を建てる場合には、農業委員会への届け出のみで許可は要しないこととなっています。まずは農業委員会事務局にご相談ください。

■無断転用した場合は

許可なく農地を転用した場合には、工事の中止や現状回復などの命令がされるほか、場合によっては、3年以下の懲役または300万円以下の罰金が課せられることがあります。

農地を転用する場合には、事前に農業委員会事務局に相談し申請書を提出するなどの手続きを行ってください。

農業委員会活動を円滑に進めるため、農地の所在する行政区ごとに担当農業委員を配置しています。連絡先などは農業委員会事務局までお問い合わせください。

☎小野町農業委員会事務局

☎72-6935

枯れ草火災の予防に努めましょう～枯れ草火災の予防に努めましょう～

空気が乾燥する時期となっています。

小さな火でも一気に燃え広がり、山火事となります。風の強い日などは、下草を焼却するのはやめましょう。

また次の事項を守り出火防止に努めましょう。

①たき火や火気の使用中は、その場を離れず、使用後は完全に消火しましょう。

②風のある時や空気が乾燥している時には、たき火はしないようにしましょう。

③たばこの吸い殻は、必ず消火を確認するとともに、投げ捨てはやめましょう。

④空地の枯れ草などは刈り取るなど、放火されない環境をつくりましょう。